

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和2年10月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	105 トン	56 トン	49 トン
		41 トン	56 トン	超過済
3	クリーム	34 トン	26 トン	8 トン
		22 トン	26 トン	超過済
4	粉乳類	55,605 トン	18,861 トン	36,744 トン
		53,962 トン	18,169 トン	35,793 トン
5	無糖れん乳	1,887 トン	966 トン	921 トン
		2,546 トン	966 トン	1,580 トン
6	加糖れん乳	2,264 トン	106 トン	2,158 トン
		1,851 トン	87 トン	1,764 トン
7	ヨーグルト	17 トン	4 トン	13 トン
		8.3 トン	3.9 トン	4.4 トン
8	バターミルク	189 トン	11 トン	178 トン
		8.7 トン	10.8 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146 トン	24,110 トン	33,036 トン
		38,714 トン	21,319 トン	17,395 トン
10	その他の乳製品	12,824 トン	4,718 トン	8,106 トン
		6,805 トン	3,218 トン	3,587 トン
11	バター	20,312 トン	9,970 トン	10,342 トン
		10,290 トン	9,204 トン	1,086 トン
12	雑豆	82,310 トン	47,444 トン	34,866 トン
		35,917 トン	20,665 トン	15,252 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861 トン	3,203,799 トン	2,644,062 トン
		3,811,451 トン	3,026,969 トン	784,482 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	744,870 トン	521,462 トン
		299,910 トン	147,207 トン	152,703 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	375,888 トン	334,426 トン
		731,263 トン	375,888 トン	355,375 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	1,973 トン	超過済
		901 トン	1,973 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	7,492 トン	6,019 トン
		2,922 トン	7,492 トン	超過済
17	マニオカでん粉	166,511 トン	77,743 トン	88,768 トン
		164,385 トン	77,743 トン	86,642 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	8,606 トン	13,217 トン
		21,823 トン	8,606 トン	13,217 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	594 トン	1,252 トン
		1,025 トン	594 トン	431 トン
20	イヌリン	1,387 トン	828 トン	559 トン
		33 トン	26 トン	7 トン
21	落花生	38,113 トン	17,570 トン	20,543 トン
		24,025 トン	10,769 トン	13,256 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	30 トン	279 トン
		295 トン	30 トン	265 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	2,933 トン	7,323 トン
		3,336 トン	898 トン	2,438 トン
24	でん粉調製品	173 トン	149 トン	24 トン
		170 トン	149 トン	21 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	1,374 トン	4,373 トン
		1,182 トン	924 トン	258 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	7,170 トン	12,874 トン
		921 トン	1,096 トン	超過済
28	繭	7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
		7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
29	生糸	437 トン	45 トン	392 トン
		433 トン	45 トン	388 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。